

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市こども未来会議		
開催日時	令和6(2024)年11月7日(木) 午後1時30分から午後2時50分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室4・5		
出席者	【委員】 渡辺会長、梅川委員、山岡委員、林委員、谷澤委員、安本委員、松本委員、坂田委員、菅沼委員、松浦委員、田畑委員 【事務局】 加藤こども未来部長、加藤こども未来部次長兼こども政策課長、本松こども未来部指導保育士兼保育課長、杉山こども相談課長、大城こども政策課主幹、鈴木学校教育課副参事、井川副主幹、関副主幹、関根副主幹、岡田専任副主幹		
次回開催予定日	令和6(2024)年12月20日(金)		
問合せ先	こども未来部こども政策課 岡田(高)、井川 電話 0561-32-8034(直通) メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	○加藤こども未来部次長：それでは、定刻時間より少し早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまからみよし市こども未来会議を開催したいと思います。一同、ご起立ください。 一同、礼。ご着席ください。 初めに、事務局から報告をさせていただきます。 本日の会議は公開となっています。 また、本日は山北委員、伊藤委員、三保委員から欠席の連絡をいただいております。 出席委員は11人で、みよし市こども未来会議要綱第5条第2項の規定により半数以上の出席がありますので会議は成立していることを報告いたします。 また、本日、職場体験で中学生3名が見学でおりますので、ご了承ください。 本日の会議の終了時刻は午後2時50分を予定しております。 それでは初めに小山市長からご挨拶を申し上げます。 ○市長：皆さん、こんにちは。 本日は第3回のこども未来会議ということで、皆さん大変お		

忙しい中ご参加をいただきましてありがとうございます。
今回の会議の中で、条例案、それからこども計画の審議についてということで、皆様からご意見をいただく予定となっております。

その中で特にこどもの権利条例のところについては、私も第1回目の際にご挨拶で申し上げさせていただきましたが、後発としてみよしは後からつくっていくものでありますので、ほかにはないようなものとか、ほかで取り組めなかったことをどんどん積極的に取り組んでいくという、そういったぜひいい内容のものをつくっていただければというところのお話もさせていただいております。それぞれの各委員からご意見もいただいているところであります。

今回、また事務局案という形でたたき台ということでありますが、私も皆様方に資料送付をされた後に、その素案を拝見させていただきましたが、そういった意味でいうと、まだまだ変えていくところがたくさんあるだろうと思っています。要らない情報もあるというふうに思っていますし、内容的にももっと条文自体を増やしていくとか、あるいは構成を変えるところも含めてあってもいいんじゃないかというふうに私自身は思っているところもあります。ぜひそうした中で皆様方からご意見をいただきながら、よりいい条例についてまたご意見をいただければと思っていますし、この後パブリックコメントも予定されているということでありますので、パブリックコメントの内容を受けて、またその内容としては大きく変えていくこともぜひご理解をいただければというふうに思っております。

また、条例の内容を、繰り返しになりますが、とにかくこどもたちにとっていいものを、地域にとっていいものをつくっていくということが大前提でありますので、議論が足りなければこれは会議の回数を増やしてでもやっていただければと思いますし、またこの答申もこの時期に限らずで私はいいと思っています。時間ありきで、そこで生煮えでやるよりは、延ばしてしっかりとしたものをつくっていただいたほうが私はいいとは思っておりますので、またぜひ皆様方からいろいろご意見をいただきながら、よりいい内容の条例、そしてこども計画の策定ということにつなげさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ皆様方から忌憚のない、率直なご意見をたくさん出していただいて、闊達な議論をしていただけますことをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします

○加藤こども未来部次長：続きまして、渡辺会長からご挨拶を頂戴したいと思います。

○渡辺会長：皆さん、こんにちは。
こどもの出生数がまた過去最低を更新しそうだという報道がありました。みよし市においては、それを覆すような子育てしやすいまちというふうになっていくといいのかなと、私、みよし市市民としても思っています。

いつもこの会議の中で、何となくたくさん皆さんご意見はあるんだけど、出し切れないまま何か時間切れという印象がありました。事務局の方と相談をしまして、今回はグループディスカッションという形で本当に全員の皆さんの生の声を、こどもにとって一番いい、今市長様もおっしゃったような条例ですとか、あともう一つ、こども計画ですね、これについても忌憚のないご意見をいただけたらいいかなというふうに思います。

この後2時ぐらいまでを目安に事務局の方からご説明をいただきまして、その後30分近く、3グループに分かれてディスカッションができればいいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○加藤こども未来部次長：ありがとうございました。
市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長退席)

○加藤こども未来部次長：それでは議事に入る前に、本日の会議の内容について説明させていただきます。

本日の議題は、(1)(仮称)みよし市こども基本条例(案)についてと、(2)みよし市こども計画(案)についての報告です。

みよし市こども基本条例についてでは、①として条例(案)に対する意見・見直し等について、第2回こども未来会議以降に皆様からいただいたご意見のほか、事務局での見直しについてを説明させていただきます。

また、2のパブリックコメントについては、12月に予定しておりますパブリックコメントの内容について説明させていただきます。

(2)みよし市こども計画(案)については、①としてこども計画(案)に関する意見等について、第2回こども未来会議以降に皆様からいただいたご意見について説明させていただきます。

②としまして、こども計画(案)について委員の皆様にご審議いただき、ご意見を賜りたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、みよし市こども未来会議要綱第5条第1項の規定により会長が議長となりますので、渡辺会長に議事進行をお願いしたいと思います。

なお、議事進行に当たりましては、発言をされる方は必ずマイクを通してご発言をしていただきますようお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○渡辺会長：よろしくお願いいたします。

では、まず議題1.(仮称)みよし市こども基本条例(案)についてご説明をお願いいたします。

	○岡田専任副主幹：こども政策課、岡田です。 私から、(仮称) こども基本条例 (案) について説明をさせていただきます。 資料 1－1 をお願いします。 こちらの資料につきましては、第 2 回未来会議以降に委員の皆様から寄せられました意見等を一覧表にしたものとなっています。今回、4 名の委員の皆様から意見がございました。多くのご意見、ありがとうございました。 では、早速中のほうへ入らせていただきます。 まず最初 1 ページになりますが、前文ということで、こちらにつきましては日本語の表記等が誤っておりましたので、ご指摘のとおり修正をいたします。 次、第 2 条です。 第 1 号のこどもの定義に関してご意見がありました。こどもの定義に関しましては、関連法令でも定義が異なっているのが現状で、そもそも年齢を明記していないものもございます。本条例では 18 歳が妥当と考え、18 歳以上であっても実質的に親の保護を受けているこども、高校 3 年生なども 18 歳未満のこどもと同様に扱うことが適当であると考えています。したがって、こちらに関しましては現行のままとしたいと考えます。 同じく、第 2 条第 1 号に関するものです。 「適当な人」の言い回しがいいかげんな人にとられかねないのではとのご意見です。 本条例では、「適当」の本来の意味、前後の脈絡、他市の情報等も踏まえ、「適当」は妥当と考えますが、「適当な人」を「適当と認められる人」に改めたいと考えます。 次に、第 2 条第 5 号の学び・育ちの施設に関するご意見です。 定義の文中のその他に特別支援学校、障がい者支援施設を加えるのではとのご意見です。 本条例が、特別支援学校は小・中・高などと同様に学校に含まれるものと考えています。また、障がい者施設は、例えば障がい者支援施設は主に介護や日常生活支援を目的とするものでありますので、本条例とは切り離すべきと考えます。したがって、こちらに関しましては、現行のままとしたいと思います。 次に、2 ページの方の第 3 条になります。 「全てのこどもが自分らしく将来に夢を持って生きられるよう」の表現に関して、夢がないこどももいるとの視点から表現の見直しに関するご意見です。 本条の意図としましては、夢を持たない子に夢を持つことを強制したり、夢がない子を差別するものではございません。こどもが今以上に将来の夢、未来への希望を持てるようになるまちづくりが本条例の趣旨、本質であります。従いまして、こちらに関しましては現行のままとしたいと考えます。 次に、第 5 条になります。 第 2 項の「こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こども
--	---

	が豊かな人間性と社会性を身につけるための家庭環境をつくるものとします」の表現に関して、家庭のないこどももいるとの視点から第2項を削除すべきとのご意見です。 こちらにつきましては、例えば次世代育成支援対策推進法では、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならないと家庭での役割が示されています。本条例もこれらの趣旨を踏まえ、第2項は保護者の役割として必要なものと考えます。 次に、第6条になります。 「地域住民は、こどもの健やかな成長は、家庭だけではなく地域社会全体で支えるものと認識し」の表現に関し、家庭のないこどももいるとの視点から「家庭だけではなく」の部分を削除すべきとのご意見です。 多くの地域社会の住民にとって、こどもの成長に関しては家庭がすべきものという考えがややもすると刷り込まれているように感じられ、地域社会で子育て支援を支えていくために、まずそこから改めていく必要があると考えます。子育てについては、保護者が第一義的な責任を果たすものですが、地域社会が今よりもさらに一步踏み込む必要があると考えます。そのような意味で、現行のままとしたいと考えます。 次に、3ページになります。 第9条です。 「市は、こどもまんなか社会の実現に向け、基本となる計画を策定し、こども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう、次章に掲げる取組その他必要な取組を計画的に行います」の表現に関して、こどもまんなか社会の表現は曖昧であるのご意見です。 こどもまんなか社会とは、こども家庭庁によれば、全てのこども・若者が日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会とされています。 本市もこの理念を踏まえ、今後の施策を展開すべきと考えていますので、この条項については現行のままとし、新たに第2項を設けたいと考えます。 第2項は、次の第10条に関してご意見をいただいたものになります。 第2項の条文は、「市は、子育て中の保護者を支援するため、特別な支援や配慮、社会的養護を必要とするこどもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など多面的な支援に努めるものとします」としたいと考えています。 次に、第10条になります。 「市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体
--	---

	制の構築に努めます」の条文に関し、具体性がなく、もう少し詰めた内容にすべき、また特別支援、障がい者、グレーゾーンのこどもに関する内容をどこかに追加すべきとのご意見です。 第10条に関しては、連携構築に関する市の取組を規定した条文となっておりますので、いただいた条文案を参考に、市の役割を規定した第9条に新たに第2項として組み入れたいと考えます。 また、特別支援に関する支援の内容に関しては、別途第16条に追加したいと考えています。追加の内容に関しては、この後説明の方をさせていただきます。 次に、第20条になります。 第3項の「擁護委員は、人格が優れ、こどもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱します」での擁護委員の要件に関して、「人格が優れ」の部分は不要で、公募を含め、具体的な記載が必要とのご意見です。 人格が優れの表現は曖昧さが否めませんが、その職務から擁護委員に必要な要件と考えられ、他市の類似の条例においても同様の表現が用いられています。また、委嘱に当たっては、広く人権・福祉・教育等の分野で見識を有する人物から権利擁護委員にふさわしい人を選任したいと考えていますが、委員の公募はその職務内容から適当ではないと考えています。これらから、現行のままにしたいと考えております。 次に、4ページをお願いします。 第24条です。 「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます」の記載に関し、「規則」は不要とのご意見です。 こちらに関しましては、本条例を運用するに当たり、別途（仮称）みよし市こども基本条例施行規則を整備する予定でございます。規則への委任の明示については、条例担当部局と協議をし、本市の他の条例の表現と同様、条例に基づく規則整備等を行う場合は規則で定めることを条例文に明示したいと考えています。これらのことから、現行のままにしたいと考えます。 次に全般に関してですが、こども基本条例の中で、学校の先生の残業、仕事量の把握などを考えることはあるのでしょうか。また、こどもの権利擁護委員会がふだんの学校を見に行くことなどを盛り込むことは可能かとのご意見です。 本条例では、こどもの権利とこども・子育て支援を目的としたもので、教育の働き方改革等までについては考えてはおりません。 また、こどもの権利擁護委員の具体的な活動等につきましては、権利擁護委員会の運営の中で検討したいと考えています。 次のご意見です。 本条例が最上位計画であり、国が出しているものに基づいて条例を作成しているのは分かるが、簡略化し、それらしい単語を抜粋しているだけのように感じ、みよし市独自の施策や計画は見受けられない。抜粋しただけの条例をつくることに
--	--

	意味があるのか疑問であるとのことご意見です。 本条例につきましては、いわゆる理念条例に該当するものと考えています。理念条例とは、行政の基本的な考え方、姿勢や枠組みを提示したもので、具体的なルールや数字を定めたものではありません。昨今のこどもを取り巻く環境の変化、国の方向性なども踏まえ、過不足なく条例に盛り込んでいくと考えています。本条例の趣旨に基づき、今後各施策を展開していくことが肝要と考えます。 次に、資料の１－２をお願いします。 こちらは、前回の第２回こども未来会議以降にこども会議や児童館等でのインタビューなどの意見を再度確認し、条例、条文の内容を精査し、一部見直し等について検討したものです。 初めに、１ページ、名称です。 名称を現在のところ（仮称）みよし市こども基本条例としておりますが、今後、本市がこども政策を展開していくに当たり、よりどころとすべき性格を有する条例とするため、条例の名称から仮称を外し、みよし市こども基本条例としたいと考えます。 次に、第３条です。 こどもの権利の重要性を再確認するため、条文の冒頭に「こどもは生まれながらにして大人と同じように一人の人間としての権利の主体です」の文言を改めて追加したいと考えます。 同じ第３条です。 こちらにつきましては、こども会議におけるこどもの意見等を踏まえ、プライバシー保護に関する権利を追加したいと考え、第３号の「安心して守られる権利」を「暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報など、安全安心を妨げるものから守られ」に改めたいと考えます。 第５条です。 こちらにつきましても、こども会議におけるこどもの意見等を踏まえ、第１項の条文中に「応援し」の文言を、第２項に「幸せを感じる」の文言をそれぞれ追加したいと考えます。 次に、第８条です。 こちらにつきましても、こども会議におけるこどもの意見等を踏まえ、条文中に「自律性・主体性・個性」の文言を追加したいと考えます。 具体的には、第８条の学び・育ちの施設の定義に関して、「こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、こども一人一人の自律性・主体性・個性を尊重し、こどもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します」に改めたいと考えます。 ２ページをお願いします。 第１４条です。 こどもの居場所に関して、こども会議におけるこどもの意見等を踏まえ、条文中に「こどもの多様な要望を満たす」の文言を追加したいと考えます。
--	--

	具体的には、「市はこどもの多様な要望を生かし、こどもが安心して遊びや活動を通じて自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努めます」に改めたいと考えます。 次に、第15条です。 こちらに関しましては、不登校の児童の学びの選択と継続を支援するものとして考えておりましたが、意見募集からの意見等に基づき、障がいを抱えたこども、外国にルーツを持つこどもも含めたものにしたいと考えています。 第17条です。 こどもの意見表明に関して、こども会議におけるこどもの意見等を踏まえ、条文中に「適切に反映される」の文言を追加したいと考えます。 具体的には、「市は、こどもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の程度に応じ意見を表明し適切に反映される環境の整備に努めます」に改めたいと考えます。 次、第2章になります。 こちらにつきましては、第2回こども未来会議での意見を踏まえ、第2章の取組を分かりやすくカテゴライズするための節を新たに設けました。また、これに合わせて条文番号の見直しを実施しました。 具体的には、第10条、第11条までを第1節、基盤となる取組とし、第12条から第15条までを第2節、安全・安心のための取組、第16条から第19条までを第3節、健やかな成長のための取組としたいと考えます。 また、これに伴い、こどもの貧困対策を第15条に、不登校のこどもなどへの支援を第16条に入れ替えたいと考えます。 資料1－2についての説明は以上となります。 次に、資料の1－3について説明をいたします。 こちらの資料は、先ほどの資料1－1、1－2に基づく変更点を記載した条文の内容となります。 また、各条文の解説の下に、こども会議や児童館でのこどもインタビューなどの意見を新たに追加してございます。 まず1ページ、目次です。 今回、第2章に節を設けるのに合わせて、新たに目次を記載してございます。 前文です。 前文には、「こども自身」の表記の誤りの修正と、文末に句点を付しました。 次に第2条です。 こちらでは、こどもの定義に関し「適当と認められる人」に改めます。 第3条です。 第1項は、「こどもは生まれながらにして大人と同じように一人の人間としての権利の主体です」を追加しました。 また、第2号で、安心して守られる権利の一つとして「プライバシーの侵害」を追加しました。 次、第5条です。
--	---

	第1項に「応援し」を、第2項に「幸せを感じるとともに」を追加しました。 次に第8条です。 こちらでは、文中に「こども一人一人の自律性・主体性・個性を尊重し」を追加しました。 4ページをお願いします。 第14条です。 こどもの居場所に関して、こども会議におけるこどもの意見等を踏まえ、条文中に「こどもの多様な要望を満たし」の文言を追加したいと考えます。 具体的には、「市は、こどもの多様な要望を満たし、こどもが安心して遊びや活動を通じて自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努めます」に改めたいと考えます。 次に、第15条です。 こちらに関しましては、不登校の児童の学びの選択と継続を支援するものとして考えておりましたが、意見募集からの意見等に基づき、障がいを抱えたこども、外国にルーツを持つこどもも含めたものにしたいと考えています。 次に、第17条です。 こどもの意見表明に関して、こども会議におけるこどもの意見等を踏まえ、条文中に「適切に反映される」の文言を追加したいと考えます。 具体的には、「市は、こどもが社会の一員として自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達に応じて意見を表明し、適切に反映される環境の整備に努めます」に改めたいと考えます。 ○渡辺会長：すみません、恐らく資料1・2と大分重複しているかなということと思うので、重ねてどうしてもここで押さえたいことだけ言っていただいてもいいですか。 ○岡田専任副主幹：特に、先ほど資料1・2で説明した内容を見て、条文を見て再度説明になりますので。 ○渡辺会長：ありがとうございます。 じゃあ、資料の1－4のご説明をお願いしますか。 ○岡田専任副主幹：じゃあ、資料の1－4をお願いします。 資料1－4ですが、こちらにつきましては、(仮称)みよし市こども基本条例(案)の策定に係るパブリックコメントの実施についてとなります。 こちらの資料は、パブリックコメントの実施の概要を示したものとなっております。 実施期間ですが、令和6年12月2日月曜日から令和7年1月6日月曜日まで、閲覧場所はみよし情報プラザ(市役所1階)、サンネット(カリヨンハウス2階)のほか、市ホームページでの閲覧が可能になります。 意見の提出方法は、任意の様式に住所、氏名、電話番号、計画に対する意見を明記して、実施期間中にこども未来部こど
--	--

も政策課へ郵送、ファクス、メールまたは直接持参となります。

この件につきましては、広報みよし12月号にお知らせ記事を掲載します。

この後、資料中の1. 条例制定の趣旨と背景から、5の(仮称)みよし市子ども基本条例の構成に関しましては、前回第2回会議の説明と重複しますので、省略のほうをさせていただきます。

以上が、資料1-4の説明となります。

○渡辺会長：ありがとうございました。

先ほど、市長様のほうからもこの基本条例のところ、みよしらしいというものがあるというお話もありましたが、このこともこの後の2時からのディスカッションの中で、もしご提案があればお聞きしていきたいというふうに思います。では、みよし市子ども計画について事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○岡田専任副主幹：では、資料2-1をお願いします。

こちらの資料につきましても、先ほどの(仮称)みよし市子ども基本条例(案)と同様、第2回未来会議以降に委員の皆様から寄せられましたみよし市子ども計画に関する意見等を一覧表にしたものとなっています。

初めのご意見です。

みよし市子ども計画骨子案の第3章以降の内容で、みよし市独自の計画や施策があるのかとのご意見です。

本計画は、国が策定した子ども大綱及び県が策定する子ども計画を勘案し作成することとなっており、本市においても子ども大綱等に沿った内容となっております。本計画では、本市の取組に関して、第4章で子ども施策に関する重要施策、また第5章の子ども・子育て支援事業計画では、国が定める地域子ども・子育て支援事業20事業について、量の見込みと確保の内容について具体的に記述する予定です。特に第4章では、新たに本市が今後取り組むべき内容なども記載する予定でございます。

次のご意見です。

子ども・若者の意見表明に関して、子どもたちはタブレットのほうが本音を言いやすいと感じたので、タブレットで直接市へ伝える方法をとのご意見です。

子どもへのインタビューなどでも意見表明におけるタブレットの活用に関する意見は多くございました。1人1台タブレットの活用に関しては、整備の経緯や趣旨等も踏まえ、今後教育委員会とも協議して検討していくべきものと考えます。

次のご意見です。

子育て当事者への支援に関する取組に関して、保護者のメンタル、精神サポートがあるとよいとのご意見です。

子育て当事者への支援に関する取組に関しては、第4章、子ども政策に関する重要施策のうちの地域子育て支援、家庭教

	育支援の項目の中で、保護者のメンタル、精神サポートについても記載していきたいと考えています。 以上が、資料２－１の説明となります。 次に、資料２－２をお願いします。 みよし市こども計画の素案となります。 資料を１枚はねていただき、目次をご覧ください。 前回の骨子案では全６章となっていました、新たにこども施策の進捗状況を検証するための指標を第５章として設けることとし、骨子案の第５章、第６章をそれぞれ１章ずつ繰り下げております。ただし、現在中身を見直している状況で新たに章立てした第５章につきましては、進捗状況の検証のための指標のみとなっておりますので、対象となる事業や取組を記載してある第４章内に合わせて盛り込むようにしたいと考えています。 では、資料１ページをお願いします。 計画策定にあたってとなります。 第１章に関しましては、前回の骨子案でも説明をさせていただいておりますので、ここでは骨子案から変更となったところを中心に説明をさせていただきます。 資料４ページをご覧ください。 ５の計画策定の（２）計画策定の方法に関して、骨子案では、子育て中の保護者の状況、こども・若者、子育て当事者からの意見聴取・意見募集、パブリックコメントの実施の３項目でしたが、新たに②のこどもの貧困状況の把握、③のこども・若者を取り巻く現状の把握を追加しました。 こちらにつきましては、いずれも昨年度実施しましたアンケートに関するものです。 次に、第２章であります。 資料は１１ページからとなります。 こちらにつきましても、前回の骨子案でも説明させていただいておりますので、ここでは骨子案からの変更となったところを中心に説明をさせていただきます。 変更の内訳としましては、主に若者に関する記述を追加してございます。 資料１７ページをお願いします。 （１）保育所の整備と待機児童の状況に関しまして、①幼稚園の状況、②認可保育園等の状況に、１８ページになりますが、新たに③こども園の状況を追加したいと考えております。 次に、資料２０ページをお願いします。 （１）要保護世帯の状況の①生活保護世帯の推移につきましては、現在は全ての生活保護世帯に関してとなっていますが、今後こどものいる生活保護世帯のものを追加したいと考えています。 次に、資料４７ページをお願いします。 （４）こども・若者を取り巻く現状と課題に、新たに①困ったときの相談先を追加しました。 こちら昨年度実施しましたアンケート結果に基づくもので、困ったときに誰かに相談するのではなく、自分で解決策
--	---

	を考えるこども・若者が最も多く、48ページになります が、育成支援機関の認知度についても知っている機関はない が多くあり、一層の周知が必要と感じます。 資料48ページをお願いします。 ②不登校や中退の経験も追加しました。 小・中・高・大それぞれで一定数の不登校経験や中退のこど も・若者が存在しております。 次に、51ページをお願いします。 骨子案では触れていませんでしたが、結婚への意欲について を追加しました。 将来の結婚に関して、70%弱の若者が前向きに考えている 状況です。また、独身でいる理由としては、結婚していない ほうが自由で気楽であるとの理由が最も多くなっています。 次、52ページをお願いします。 ⑤の理想とすることどもの数を追加しました。 40%以上の回答者が理想とすることどもの数の実現に関して は難しいと感じており、理由としては経済的な理由が最も多 くなっています。また、こどもの進学希望では50%以上の こどもが大学までを希望していますが、一方保護者は80% 以上が大学までの進学を望んでおります。 次、55ページをお願いします。 新たに、6のこども・若者の意見表明という項目を設けまし た。 ここからは、前回の会議で別途ご説明させていただいたこど も会議、児童館インタビュー、意見募集の内容等を記載した ものとなっております。内容等につきましては、前回の会議 の別冊資料からの抜粋となっております。 初めに、小学生、中学生、高校生から編成されたこども会議 です。 (1) こども会議では、1. こどもの権利について、2. こ どもの居場所について、3. 全てのこどもたちが意見を言え る社会の実現についての3点に関して、実際にあった意見や 思いをカテゴライズして記載してございます。 ①こどもの権利に関しては、学校、差別、健康、こどもの権 利などの意見が多くありました。 ②こどもの居場所については、みんなで勉強する場所、遊べ る場所、みんなで楽しめる場所、1人になれる場所など 様々な意見がございました。 ③全てのこどもたちが意見を言える社会の実現についてで は、方法と環境に関して意見がありました。 次、59ページをお願いします。 ここからは、児童館や集会所で実施した小・中学生へのイン タビューについてです。 こちらに関しましては、1のこどもの幸せについて、家族、 友達、学校にカテゴライズした記載となっております。 1. こどもの幸せについてでは、家族や友達ということ、学 校での生活などのほか、習い事や趣味など身近なものに対し ての意見が多くございました。 61ページをお願いします。
--	--

	(3) の意見募集です。 こちらは、ホームページから広く市民から募った意見の抜粋となります。 1. こどもの居場所について、2. こどもや若者にかかわること全般について記載してございます。 ①こどもの居場所については、児童館や公共施設、習い事に関してご意見がありました。 ②こどもや若者にかかわること全般について、設備や環境の整備に関するものや保育園の運営に関する意見などがありました。 では、資料6 3ページをお願いします。 6 3ページからは第3章となります。 第3章では、1. 計画の基本理念、計画の基本目標、計画の数値目標について記載します。 資料6 4ページをお願いします。 最初に、計画の基本理念です。 計画の基本理念としましては、「全てのこどもの健やかな成長と こどもの想いをまんやかに 笑顔輝くまち みよし 「いま」と「みらい」をつなぐまち」としたいと考えています。 2. 計画の基本目標です。 計画の基本目標につきまして、今2つ掲載していますが、これ以外にも追加で記載をしていきたいと考えております。 資料6 5ページをお願いします。 計画の目標数値です。 こちらに関しては、国のこども大綱が目指すこどもまんなか社会の実現に向けての本市の進捗度合いを図ることを意図としたものです。 目標項目として1 2項目を上げています。現状値は、アンケート調査によるものとなっています。 この中では、1 番上のこどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合1 9. 4 %や、下から2 番目の結婚、妊娠、こども、子育てに温かい社会に向かっていると思う人の割合はかなり低い数値となっています。1 番上のこどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合については、こどもまんなか社会という言葉がまだ広く浸透していない結果ではないかと考えられます。 下から2 番目の結婚、妊娠、こども、子育てに温かい社会に向かっていると思う人の割合2 2. 1 %がかなり低い値となっていることに関しましては、例えば資料の5 2ページになるんですが、理想とすることどもの数の比率についての調査で、子育てや教育にお金がかかり過ぎることが一番大きな理由となっているようなことから、今日の若者が結婚やこどもを持つことに対して積極的にならないなど、経済面を含め様々な要因があると考えます。 こちらとしましては、5年後の第2期のこども計画の策定での検証を実施していきたいと考えております。 資料6 7ページからは第4章となります。 第4章は、こども施策に関する重要施策となります。
--	---

	この章では、1のライフステージを通した重要施策、2のライフステージ別の取組、3の子育て当事者への支援に関する取組、4. こども・若者の社会参画・意見反映、5. こども施策の共通の基盤となる取組の5項目に関して記載する予定です。 また、資料には載っておりませんが、計画全体を見渡せる体系図を現在作成しておりますので、最終的には体系図をこちらに挟み込みたいと考えています。 では、資料68ページをお願いします。 最初の項目は、ライフステージを通した重要施策です。 この項目では、個人のライフステージに関わることなく、普遍的な取組になる項目について記載します。 この項目では、全部で8つの項目に関して記載する予定です。 内訳としては、1つ目が（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等、2つ目が多様な遊びや体験、活動できる機会づくりで、内訳として遊びや体験活動の推進、生活環境の形成・定着、こどもまんなかまちづくり、こども・若者が活躍できる機会づくり、こども・若者の可能性を拓いていくためのジェンダーギャップの解消までの4点です。 この時点で資料にはまだ記載されていませんが、遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着の項目に新たに、雨天時でも遊べる施設の整備の推進を追加したいと考えています。 3つ目が、3のこどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供、4つ目がこどもの貧困対策で、内訳として子育て世帯の生活の安定に資するための支援及び教育の支援の2点、5つ目が障がい児支援・医療ケア児への支援です。この項目でも資料に記載されていませんが、新たに児童発達支援センターの整備の推進を追加したいと考えています。6つ目が、外国にルーツのあるこどもへの支援、7つ目が児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援で、内訳として児童虐待防止対策の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援の3点。8つ目がこども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組についてで、この項目ではこども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪対策、事故、災害からこどもを守る環境整備、5として、非行防止と自立支援の5点について記載する予定です。 資料72ページをお願いします。 ○渡辺会長：すみません、時間が。ちょっとディスカッションが難しいかなと思うんですが、この4章で特に押さえない、皆さんと共有すべきことがあれば教えていただけますか。 ○岡田専任副主幹：特にここということはないんですが、こちらにつきましても今後この計画期間内で各所管課が取り組
--	---

んでいきたいだとかということについて書いてあるものになりますので、よろしくまたご意見をいただければと思います。

○渡辺会長：ありがとうございます。

このきつとこども計画の中にありました2章がこどもたちの声とか、実際にみよし市に住んでいる人たちからのアンケート調査の結果というところも踏まえ、あとやっぱりここにいらっしゃる委員の皆様のそれぞれのフィールドで日頃感じておられることを、ぜひこの計画にも反映していくことができるといいのかなというふうに思います。

ちょっと短い時間ですが、今から25分間各グループで、さっきの条例も含め、忌憚ない意見を出していただけるといかなというふうに思いますので、Aグループ、Bグループ、Cグループに分かれてお話ができればいいかなというふうに思います。

○岡田専任副主幹：Aグループが、このラインからこちらのテーブルでお願いします。

こちら3名がBグループで、向こうの3名がCグループでお願いします。

【午後2時10分～35分 グループディスカッション】

○渡辺会長：Aグループはありがたいことに、ちょっと先ほど市長様が言った、みよし市らしさをというのが幾つか出てきたので、ここから、きれいにまとめなくてもいいので、こんな話が出ましたということと、もしも事務局の方にここがお聞きすることができたので、それも含めてご報告していただけるとありがたいと思います。

じゃあ、Aグループから。

○坂田委員：何分ぐらいで話す、3分ぐらい。

○渡辺会長：そうですね、3分ぐらいでお願いします。

○坂田委員：じゃあ、小さいことからいくと、言葉の使い方でおやっと思うところを紹介すると、例えば途中の中であったこどもの要望を満たしてという話があったと思うんですけど、「満たして」だと何でもかんでも言うことを聞きますよとか、無策に聞いてしまうという感じがするので、そこは踏まえてとか、意見をちゃんと聞きますよというレベルの表現にしたほうがいいんじゃないかという話が1つと、それから今回条例の構成、進め方として条例の次にそこに細則が入ってくる、規則で。そういうふうに行く前に、条例の組立てが他の行政と比べたときに網羅的に全部入っていますよ、あるいはここがみよし市として独自で入れたものですよ、あるいはここを抜いたところですよというのが、構成が分かるような説明があったほうがよいですねという話がありました。

それから、4章を中心に議論があったんですけども、こども施策に関する重要施策という議論の中であったんですが、これもこども施策の重要施策を考えたときに、本当にポイントになるようなこと、例えば行政が一番やらなきゃいけない、いろんな仕事を全部外していったときに、一番守らなきゃいけないのがこどもの命とか心ですねと。そういうパンチのあるというか、施策というのは本来重要施策であるべきであろうと。ただ、これは全体を見渡すと散りばめられてはいるので、市としては考えていただいている。だけれども、この重要施策という4章の中に、こどもの命と心を守るといような取組というように訴え方があったほうが、言葉はあれですけど、パンチがあるほうが、重要施策なんだけときれいにまとまり過ぎていて、一番伝えたいところのはずなので、一番市が力を入れていくんだというメッセージ性のある章立てで構成し直したらどうかという意見がございました。過不足があったら。以上です。

○渡辺会長：Bグループはどうですか。
じゃあ、Bグループのほう、お願いいたします。

○梅川委員：Bグループは、第4章というよりちょっと全体的な話になりまして、こどもが意見を言ったとしても大人に丸められてしまうということで、意見書をお子さんが書いても、もらった返事が、やっぱりなあ、駄目だったかという、そんな感じがあるということの話が出ました。
あと、パブリックコメントでこれのことをお知らせはするんですけども、置いてあるのが市役所とかサンネット、結構市役所へわざわざ行く方と言ったら怒られますね。用がなくて、これを見に来るということはまずないので、もうちょっと目につくところ、変な話、スーパーさんとかで大きくポスターでQRコードをピッとやって見られるというふうにしたほうが、せつかくこれを大人がしっかり理解してこどもたちにも広めていこうと思うのであれば、もっと市民の方が見やすいように。よほど普通の方って用事がない限り、市役所ってあまり来ないので、そういうところを考えていただけるといいかなと。ただ、スーパーにポスターってなかなか今は難しいんですよね。そこら辺はまた行政さんには頑張って交渉していただければ、嫌とは多分言ってはくさらないと思うので、そういうところを頑張ってほしいと思います。以上です。

○渡辺会長：ありがとうございます。
なるほど、そうですね、気持ちのある方はたくさんおられる。一応市ホームページもあるけれども、やっぱり市ホームページもそこまで行って、よし意見をという方は、ちょっと一握りかなと思うと……。

○梅川委員：結構ホームページって、ここのは見づらいで

す。分かりづらいです。分かりづらいので、パスしちゃいます。

○渡辺会長：ありがとうございます。
では、Cグループさん、よろしくお願いします。

○菅沼委員：ちょっと4章かどうかは分からないんですけど、先ほど雨天でも遊べる施設のことで、やっぱりみよしでそういう施設がなくて、モリコロパークだったり豊田のほうに、私も小さいこどもを育てているときは外にどうしても出がちということで、そういうのがあると妊娠とか出産したお母さんも気軽にいくといろんな情報が取れるよという、行き詰まってから一人で抱え込むよりは、そういうところを同じ世代の人としゃべれたりとか、もう子育てが終わったような方のお話が聞けたり、情報が取れるような施設があるといいなというのがありました。

やっぱり一番生まれて、赤ちゃんとか妊婦さんの生命を保護、守っていかなくちゃいけないというふうで、そうなる前からあそこへ行けば何とかかなと言えるところがどの世代にもあるといいかなと思います。

○渡辺会長：ありがとうございます。
確かに、雨天もそうですが、今本当に暑い時期が長いので、あの猛暑の中、みよしで私が、こどもが小さくて育てていたときはイオンとか、あそこをうろうろしていると涼しいし楽しいんですけど、それか豊田の“あいあい”だとすると、もちろん天気がいいときは外で遊びたいんだけど、外で遊ぶことのできる期間が今本当に少ないので、心地よい今ぐらいしかないというか、春と。そうだとすると、やっぱりそういう場所がみよし市にあり、先ほどの命と心を守るところで、もしかしたら自殺とか、何かばっと出てくるかもしれないけれども、その中にも子育て中のお母さんにとっては、そういう天気とか関係なくいつでも行ける場所、そこには専門スタッフがいて、そこにはいろんな情報も置いてあって、こういうことに困ったら、こういうことをここで相談すればいいんだとか、こういう人があるんだ、みよし市ってというのが、何かすぐ一目瞭然という感じの、市役所に来なくても、保健センターに行かなくても分かるということが日常にあふれているみよしというのはとても重要なのかなと、今聞いていて思いました。ありがとうございます。

すごく短い時間だったんですけど、でも良かったです。ありがとうございます。皆さん、しゃべれましたか。大丈夫ですか。一言ずつでもしゃべれましたかね。ありがとうございました。

では、事務局に返しますが、よろしいですか。

今のお話の中で、きっと12月の次の会議までにちょっとここをやっていたらいいなあというところが出ていたかと思います。この条例のところで、多分この計画もこれから出ているものを網羅しているんだと思うんですけど、ちょっと比較対照できるようなもの、ここは網羅的にしてい

る、ここはみよし独自、多分足りないということはないと思うので、それが視覚的に分かるものがメールや郵送などで見せていただくと、とてもありがたいかな。そうすると一層みよしらしさというのが私たちも自覚できるかなというのと、あとこの計画のほうでは、4章の中でパンチのあるというか、実際やっていることが今散りばめられているのがやっぱり惜しいので、そこをここ大事にやっているよという、このセーフティネットのところと、あと子育て家庭が日常的にというところも、何かもっと見やすくなるといいのかなというご意見がありましたので、またご検討いただけるといいかなと思います。

じゃあ事務局にお返しします。よろしくお願いします。

○加藤こども未来部長：お疲れさまでした。大変短い時間ですけれども、しっかり議論いただきありがとうございます。続いては確認ですけれども、今日のグループワークでの発表ということで、ちょっと資料等々事前の説明不足のご指摘もあったということで大変申し訳なく思っております。

出された意見につきまして、パブリックコメントの件もありました。こちらはちょっとスーパーとかにできるかどうかは分からないですけれども、例えば保育園だとか、子育てふれあいセンターだとか、親子が集まる施設というのがありますので、そういうところでQRコードでホームページに誘導できるようなことはちょっと検討したいと思います。

また、ご意見がありました他市町の条例計画案だとか、国の大綱と比較して市のものがどれだけ網羅しているのかというのをちょっと比較できるようなものをつくってまたお示ししたいと思います。

また、みよしらしさというところで計画、特に第4章ですね、一番肝になるところのインパクトの出し方というお話がありましたので、そこを少し検討しまして、その部分でみよしらしさが出せるといいかなと思います。

また、雨天の施設ですね、ちょっとこちらも市長のほうのマニフェストの中にうたっておりますので、今現在ではまだ計画はないそうなんですけれども、計画のほうにしっかり盛り込んで検討を進めていけるようにしたいなと思っています。以上です。

また、ご不明な点だとか、これ以外に追加のご意見がありましたら、メール等々で事務局にご連絡いただければ、また皆さんの方に共有したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に事務局から連絡事項をさせていただきます。

○岡田専任副主幹：では、事務連絡させていただきます。次回が12月20日の金曜日となります。また、事前に発送のほうをさせていただきますので、ご出席の方をよろしくお願いします。

あと、すみません、ちょっと私、最後のほうで1点だけ気に

	なった点がございまして、条例と国の大綱というか要綱との比較ということでありますが、条例は条例ということで独立して、国のそれとはまた別な次元でありますので、必ずしもうまくマッチングさせるとかするというものではないということだけはちょっとご承知おきいただきたいと思います。以上です。 ○坂田委員：国のものという先立つ、例えばほかの市町がありますよね。国の方針を受けて、それぞれが起こしていると思うんですね、条例を。だから、主立ったところを言っているんですけども、ある程度進んだ市町のところの条例、国の考え方と照らしたときに全部網羅できているのか、何か抜いたのか、何かつけたのか、これを知りたいだけなので、国との整合性を全部見せてくださいと言っている意見ではない。誤解を招くといけないので、ちょっとあえて。 ○岡田専任副主席：他の先進市町の条例と比較してどうかとか、そういうようなニュアンスでよろしかったでしょうか。 ○坂田委員：要は、みんなプロじゃないから、できた条例がある程度網羅的になっているのかなっていないのかがよく分からないので、追加していいのか外していいのかが分かりません。なので、比較対象になるものを分かりやすく示していただけると、ああちゃんと全部入っているんだ、あるいはこれを追加したんだというのが一目瞭然になるので、それが分かるような工夫をしていただきたい。 ○岡田専任副主席：分かりました。ありがとうございます。事務局からの事務連絡は以上です。 ○加藤こども未来部次長：それでは最後に、加藤こども未来部長よりお礼を申し上げます。 ○加藤こども未来部長：皆さん、今日は熱い議論をいただきましてありがとうございます。ちょっと時間切れで、ご意見を全てお伺いできなかったんじゃないかなというところが心配でございまして、あと細かいところの意見についてはまだまだ皆さん持っていると思いますので、この後、事務局のほうにどんな形でもいいので、特に文字づらとか気になっているところ、今日はちょっと代表的なところをAグループでは話していただいたんですけども、それ以外にも多分多々あると思いますので、気になっているところは全て事務局の方に言っていただけるとうちの方も大変助かりますので、よろしくお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。 ○岡田専任副主席：すみません、その件に関しまして、今11月15日まで意見募集をまだやっておりますので、ホームページの方で。もしご意見等がありましたら、ぜひそちらの
--	---

	方へ、またご意見をいただけるといいかなと思いますので、11月15日までが一般を対象にした意見募集をやっておりますので、またそちらの方へご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。 ○加藤こども未来部次長：今、部長のほうも申されましたけれども、内容の本当に細かい修正、字句の言い回しとか、誤字脱字レベルでも結構ですので、今そちらも日々事務局の方でも確認して随時直しが入っているような状況ですので、皆さん、そういう確認の目は一人でも多い方がいいと思ってやっておりますので、些細なことでもお気づきの点があれば随時メール等でいただければ大変助かりますので、よろしくお願いします。 それでは、以上をもちまして、令和6年度第3回こども未来会議を終了したいと思います。ご起立ください。 一同、礼。ありがとうございました。
--	--